

令和7年2月28日

滋賀地区におけるタクシーの運賃改定要請（申請）状況について

令和7年2月28日に、滋賀地区のタクシー事業者から運賃改定要請（申請）が提出されたのでお知らせします。

●滋賀地区

要請状況	要請件数（件）	要請車両数（両）	要請割合（％）	地域の全車両数（両）
（最初の要請日） 令和7年2月28日	1	23	2.1	1,070
（3ヶ月経過日） 令和7年5月28日				

※運賃改定は、最初の要請（申請）があった時から3ヶ月の間に要請（申請）を受け付け、要請（申請）があった法人事業者の車両数の合計が、当該運賃適用地域における法人事業者全体車両数の5割を超えた場合には、3ヶ月の期間の到来を待たずに直ちに運賃改定の手続きを開始します。ただし、上記の申請率を満たした場合であっても、旧運賃適用地域における申請率が5割未満の場合は、当該旧運賃適用地域の運賃改定手続きは開始しません。

※旧運賃適用地域における車両数

大津市地区 …312 両

滋賀北部地区…758 両

【問い合わせ先】

近畿運輸局自動車交通部旅客第二課 調査運賃係

電話：06-6949-6446